

立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（電気設備）請負変更契約

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 11 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

立川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 38 年立川市条例第 68 号）第 2 条の規定による。

立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（電気設備）請負変更契約

立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（電気設備）請負契約（令和 6 年 12 月 6 日議決、立川市議案第 100 号）を次のとおり変更し、契約を締結する。

記

- 1 契約の方法 随意契約
- 2 契約の金額 373,813,000 円

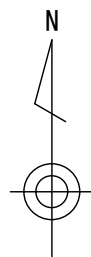
(参 考)

立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（電気設備）請負変更契約

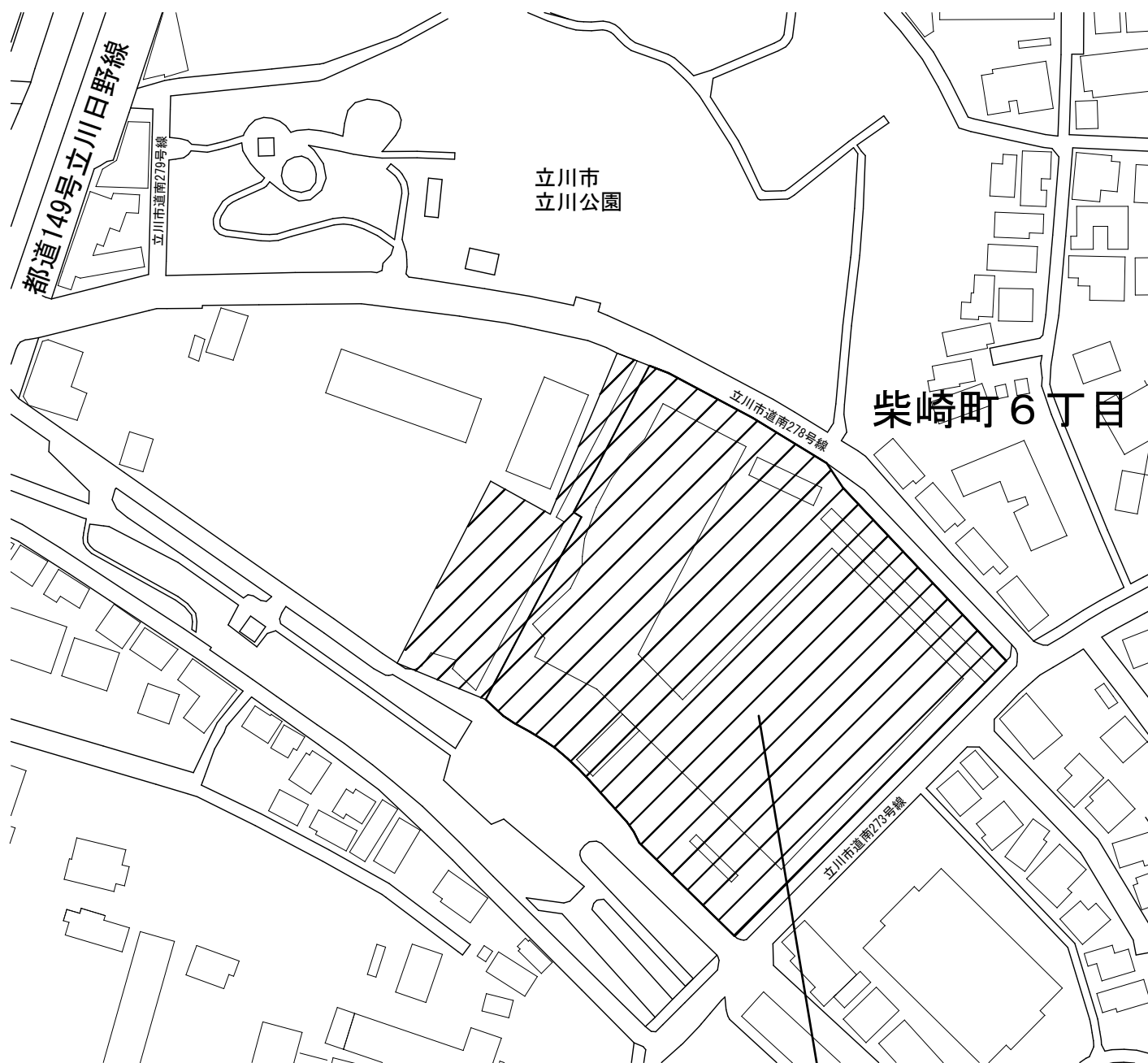
変更対照表

区 分	新 契 約	現 契 約
契 約 の 名 称	変更なし	立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（電気設備）請負契約
契 約 の 方 法	<u>随意契約</u>	<u>電子による条件付き一般競争入札</u>
契 約 の 金 額	<u>3 7 3, 8 1 3, 0 0 0 円</u>	<u>3 6 3, 0 0 0, 0 0 0 円</u>
契約の相手方	変更なし	立川市砂川町 3 丁目41番地の15 三笠電気株式会社 代表取締役 井 上 昭 三
工 期 限	変更なし	令和 8 年 2 月 27 日
内 容	変更なし	(1) 施設概要 延床面積 6,433.58 平方メートル、鉄筋コンクリート造、地上 1 階地下 1 階建て (2) 主要工種 ア 電気設備工事 一式 イ その他工事 一式

(参考)

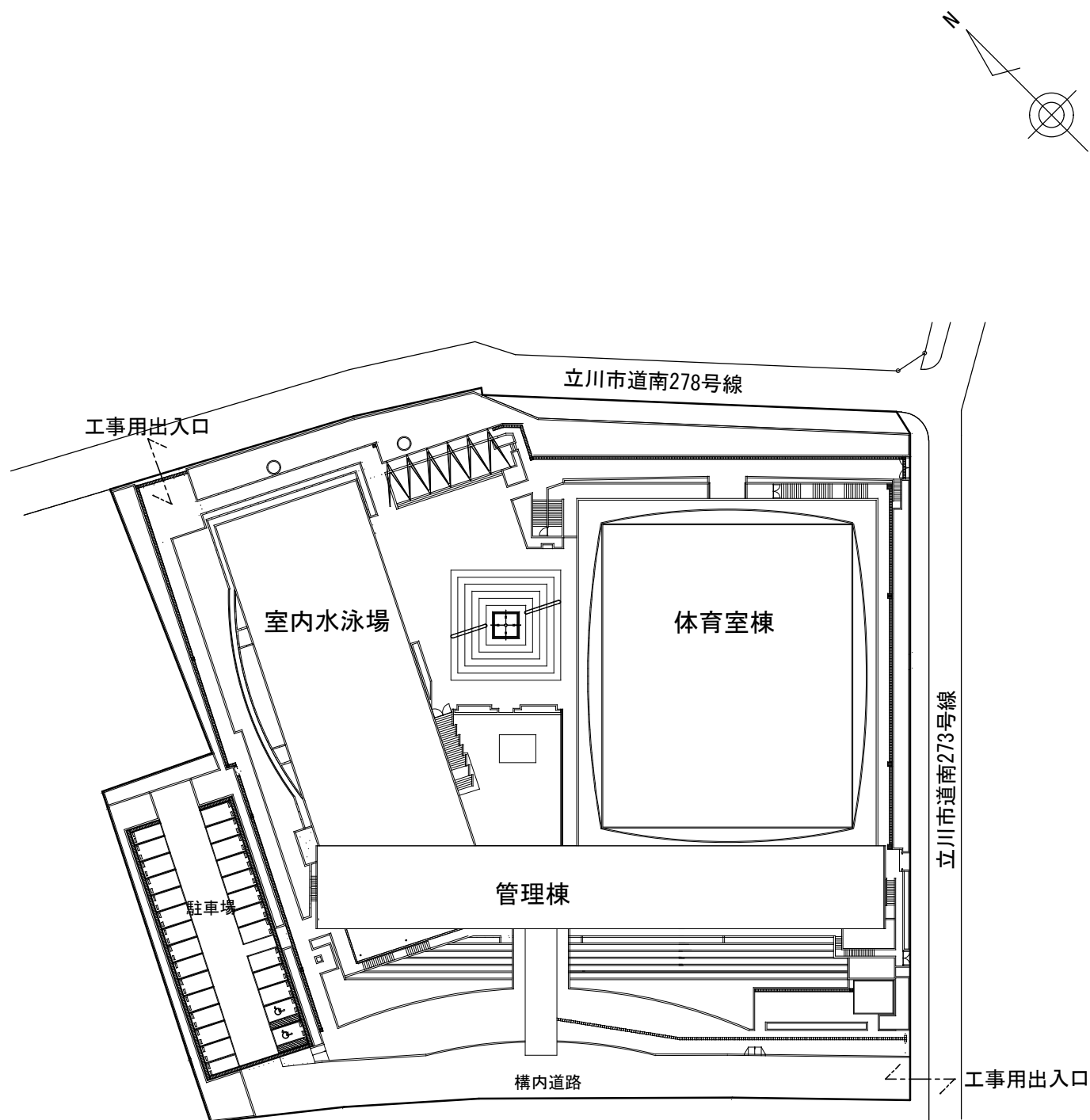


立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（電気設備）



工事場所：立川市柴崎町6丁目15番9号（立川市柴崎市民体育館）

案 内 図



(主な変更内容)

- ① : アスベスト調査の検体数の追加
- ② : アスベスト除去工事の追加
- ③ : 不可視部分の不具合対応の追加
- ④ : 不可視部分の既存配管・配線の再利用又は撤去工事の減

配 置 図